

平成30年度 豊田北小学校いじめ防止基本方針

H30. 9月一部改訂

1 いじめの防止等についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。このことを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校の内外を問わず、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにしなければならない。児童一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止対策組織

(1) 「児童サポート委員会」及び「いじめ防止に関わる係(児童指導主任、教育相談係、道徳教育推進教員、人権教育担任など)」

- ・いじめ防止に関わる委員会や係が連携して、いじめの未然防止といじめの早期発見・早期対応に取り組む。いじめ問題を特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

(2) 児童サポート委員会の構成メンバー

- ・校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、児童指導主任、教育相談係、養護教諭、関係する学級担任で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携する。

(3) 児童サポート委員会開催

- ・毎月1回開催する。内容によって教育相談係、特別支援コーディネーターと連携を密に取り、目的に応じて開催を明確にする。

3 いじめ問題に対する教職員の意識高揚と資質向上

(1) 「豊田北小いじめ防止基本方針」及び「豊田北小いじめ対策アクションプラン」等のいじめ防止に関する諸施策について共通理解を図る。 [児童指導主任]

(2) いじめ防止に関する校内研修を行う。 [児童指導主任]

- ・いじめは「どこの学校・学級でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を教職員間で共有する。

- ・教師の「ささいなことにも気づく」力量を高め、いじめの未然防止や適切な初期対応がとれるようにする。
- ・教職員の不適切な言動(暴言や体罰等)が児童に大きな影響を与えることや、「規律、学力、自己有用感」の重要性を全教職員で確認する。
- ・文部科学省の「生徒指導リーフ」や栃木県教育委員会の「いじめの理解と対応」「学業指導の充実に向けて」、小山市教育委員会の「教師自らが振り返るためのチェック表」等を活用した研修を行う。

4 いじめの未然防止の取組

[学級担任、各係]

- (1) 「いじめは絶対に許さない」「いじめはあるに違いない」の視点を持ち、指導にあたる。
- (2) 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め助け合い、共に成長していく学級・学校づくりを進める。(全員で協力し合う活動やグループ活動、異学年合同の活動、他校との合同活動の充実等)
- (3) 居がいのある学級・学校、自己有用感を実感できる学級・学校づくりに努める。
 - ・児童一人一人を生かす活動を心がけ、児童の活動や努力を認める。
 - ・「できた実感を伴う授業」の展開と個に応じた指導を充実させる。
- (4) 規律があり落ち着いた学級・学校で、安心して生活できる集団づくりをする。
 - ・豊田地区小中一貫教育の「生活のきまり」や「豊田北小よい子の一日」を生かし、けじめある生活をさせる。
 - ・規範意識を高める。
 - 低学年：あいさつをする。うそをつかない。人の物をとらない。人に暴力をふるわない。人の悪口を言わない。
 - 中学年：約束やきまりを守る。友達と助け合う。過ちを素直に改める。嫌がられることをしない。みんなのために働く。
 - 高学年：法やきまりの意義を理解する。時と場をわきまえる。人々と助け合う。集団の中での自分の役割を果たす。異なる立場を大切にする。
- (5) いじめ防止の指導をする。
 - ・いじめ防止に関する学級活動を行う。
 - ・「豊田北いじめゼロ宣言」を指導し、いじめ防止を自分のこととしてとらえさせる。
 - ・教職員は、この学級・学校ではいじめを許さない、いじめを訴える正しさ、学校は児童を守り通すという姿勢を絶えず示す。
- (6) 誰とでも心のこもったあいさつができるようにする。
- (7) 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図る。
 - ・善悪の判断・親切、思いやり・友情、信頼・公正・公平、社会正義・生命の尊さを重点項目として、指導する。 [学級担任]
 - ・人権週間でいじめ防止に関する内容を取り上げる。 [人権教育係]
- (8) 児童主体によるいじめ防止活動を行い、「いじめは絶対に許さない」「いじめを自らの手で解決する」「自らの力でよりよい学校を創る」意識を持たせる。

- ・「おやまっ子いじめゼロ宣言」などを生かし、いじめをしない・許さないという意識を高める。(標語、作文、ポスター 等)
 - ・児童によるいじめ防止に関する集会活動を行う。 [第6学年担任]
- (9) 情報モラル教育を推進し、児童にネットの正しい利用とマナーについて理解させる。
- ・個人情報の漏洩や名誉毀損など、法律面からの指導を実施する。
 - ・児童や保護者を対象とした、情報モラルについての講演会等を実施する。 [情報教育係]
- (10) Q-U検査を年2回実施し、要支援群の児童に目を向けた指導を行う。 [教育相談係]
- (11) 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- (12) 日頃から教職員が互いに意見交換をしたり、助言し合ったりする風通しのよい職場・環境づくりに努める。
- (13) 担任をはじめ教職員は日頃から児童の情報収集に努め、正確な事実の記録の蓄積を心がける。

5 いじめの早期発見の取組

- (1) 教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
(年2回) [教育相談係]
- (2) 日記や生活ノートなどから、児童の心や様子の変化の把握に努める。 [学級担任]
- (3) 「Q-U検査」「心の中のせいりばこ」によりいじめを把握し、早期に対応する。
(年2回) [教育相談係]
- (4) 毎月の職員会議や朝の打合せ(月・木曜)時に、児童指導に関する情報交換を行い、気づいた情報を共有する。 [児童指導主任]
- (5) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用したり、外部の相談機関を紹介したりするなど、児童が相談しやすい環境を整える。
[児童指導主任]

6 いじめに対する早期対応

- (1) いじめを認知した時は、校長のリーダーシップの下、「児童サポート委員会」を中心に役割分担を明確にして、迅速に対応する。
- (2) 児童のささいな兆候も、「いじめではないか」の疑いをもち、対応にあたる。また、疑いを持った時には組織的に判断し、対応不要と個人で判断しない。
- (3) 正確な事実の把握に努め、指導方針や役割分担等を決定し、問題解消にむけた指導・支援体制を組織する。必要に応じて、外部の関係機関と連携して対応する。
- (4) 教職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- (5) 加害児童、被害児童および双方の保護者、学級に対し、迅速かつ適切な指導をする。
・被害児童やいじめを知らせてきた児童を守り通すという姿勢で対応する。

- ・加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。また、いじめに走った背景や要因等を掘り下げて、長期的に指導していく。
 - ・いじめが起きた学級・集団には、いじめを自分のこととして捉えさせ、いじめを見過ごさない・させない、いじめに加担しない指導を行う。
- (6) いじめ解消の判断は「小山市いじめ防止基本方針」の規定に基づき、「児童サポート委員会」を中心に行う。いじめが解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- (7) ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

7 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、危機管理マニュアル「10 いじめ問題への対応」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「児童サポート委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家(弁護士や精神科医等)を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

8 家庭や地域住民との連携

- (1) いじめの未然防止へ意識を啓発する情報やいじめ防止の取組状況の情報を発信する。(学校だより、学年だより、ホームページ)
- (2) 保護者との面談の場を設ける。(教育相談、家庭訪問、個人面談)
- (3) 保護者、地域住民の方を対象にした授業参観を実施する。
- (4) 児童を対象とした地域活動への参加を促し、地域の方とのふれあいを多くする。
[地域連携教員]
- (5) 学校運営協議会で本校のいじめ対策やいじめの状況について協議し、連携・協働する体制を作ることにより、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止められるようにする。

9 教育委員会・関係機関との連携強化によるいじめ防止

- (1) 関係諸機関の特性を理解し、必要に応じて連携が図れるようにする。
- (2) 外部の教育相談機関にいつでも相談できることを児童・保護者に周知する。
[児童指導主任]

10 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 豊田北小いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組か、適切に機能しているかを点検していく。
[児童指導主任]
- (2) 保護者対象に、いじめに関する項目を盛り込んだ学校評価アンケートを実施する。いじめに関する取組の検証を行い、改善策を検討していく。[教頭・児童指導主任]

1 1 年間計画

月	取 組 内 容	主務者	評価
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営方針・努力点・具体策(思いやりの心育成、いじめ対策) ・学習指導(わかる授業、個に応じた指導) ・道徳教育、人権教育、教育相談、学級経営、学級活動、学校行事 ・児童指導(豊田北小いじめ防止基本方針、豊北いじめ対策アクションプラン、豊田地区小中一貫教育「生活のきまり」、豊北よい子の一日、あいさつ) ・家庭訪問(人間関係、心配ごと把握) ・危機管理研修(いじめへの早期対応) 	校長 学習指導主任 各主任 児童指導主任 教務主任 教頭	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 Hyper Q-U検査(第1学年を除く) → いじめ把握・早期対応 ・いじめ防止強調週間 ・相談機関の紹介などいじめ防止に関する情報発信(学校だより、学年だより、ホームページ) 	学習指導・児童指導主任 児童指導主任 校長、担任	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の児童会活動 ・いじめ防止に関する学級活動 ・第1回児童との教育相談 ・保護者との教育相談(希望) 	第6学年担任 学級担任 教育相談 教育相談、SC	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・祖父母・地域授業参観 ・個人面談 ・教職員のアンケート 	教務主任 教務主任 教務主任	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み中の子供地域活動促進 ・夏休み中の地域巡回指導 	地域連携教員 児童指導主任 担任	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に対する職員研修 	児童指導主任	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回目Q-U検査 → いじめ把握・早期対応 ・情報モラル教育(高学年) 	学習指導・児童指導主任 情報教育	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回児童との教育相談 ・保護者との教育相談(希望) ・心を育てる学校教育の日(道徳授業) 	教育相談 教育相談、SC 教務主任 道徳教育推進教員	

12月	・人権週間	人権教育	
1月	・評価、いじめ防止に関する取組の見直し・改善策	教頭・児童指導主任	
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営（温かい人間関係づくり、思いやりのある学級、いじめのない学級、規律ある学級、あいさつ、わかる授業、自己有用感、生活ノート、日記、言動の観察指導記録等） ・特別活動（異学年や他校との合同活動、福祉施設との交流）、何でも発表会 ・毎週月・木曜日、朝の打合せ時の児童情報交換 ・職員会議での児童情報交換 ・児童サポート委員会 ・スクールカウンセラーによる教育相談や児童の観察 ・校長・教頭・教務主任の行事打合せ会（児童情報交換を含む） 	学級担任 特別活動・児童会 児童指導主任 児童指導主任 2(1)参照 養護教諭・SC 教務主任	